

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利を守る責務及び役割（第4条—第8条）

第3章 子どもの支援に関する市の基本的な施策（第9条—第13条）

第4章 情報提供及び検証体制（第14条—第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、生まれながらにして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を持っています。

子どもは一人ひとりがかけがえのない存在であり、登米市の「宝」です。

子どもは大人からの愛情を受けることにより、自分や他者を大切にすることを育みます。また、自ら気づき、考え、行動することにより、多くのことを学ぶことができます。そして、経験することを通して、生きる力を育みます。

水と緑の豊かな自然に囲まれたこの地において、子どもの健やかな成長と子育てを支援することは未来への投資でもあり、保護者の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないように、子どもの最善の利益を考え、子どもに関わる全ての者が一体となって子育てに取り組むことが必要です。

このことから、基本理念を明らかにし、一人ひとりが自らの役割を認識し行動することにより、全ての子どもが安心して健やかに成長することのできる地域社会の実現を願い、ここに、この条例を制定します。

【解説】

本条例を制定するにあたり、基本的な考え方を明らかにするために前文を規定しています。前文は、条例制定に係る趣旨や目的などを記載しており、各条文を定める上での基本的な考え方となります。

第1章 総則

（第1条関係）

（目的）

第1条 この条例は、登米市（以下「市」といいます。）において、子どもや子育てを取り巻く環境が多様化する中、子ども・子育て支援の推進に関する基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者それぞれの責務及び役割を明らかにするとともに、市が取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進することで、全ての子どもが安心して健やかに成長することのできる地域社会の実現を図ることを目的とします。

【解説】

本条は、本条例の目的について規定しています。

これまでは、登米市総合計画や登米市子ども・子育て支援事業計画等を基に子育て支援策を実施してきましたが、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、保護者の就労形態の多様化、就業時間の長時間化等により、子どもや子育てを取り巻く環境が多様化しています。また、いじめや虐待、障がい、不登校、経済的困難等により支援を必要とする家庭が増えていることから、子ども・子育て支援の推進に関する基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者それぞれの責務及び役割を明確にし、一体的な子育て支援策に取り組むことが必要です。

さらに、市が取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進することで、全ての子どもが安心して健やかに成長することのできる地域社会の実現に繋げていくことが、本条例の制定目的となります。

(第2条関係)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいいます。
- (2) 保護者 親及び里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 市民等 市民並びに市内において市民活動を行う個人及び団体をいいます。
- (4) 学校等関係者 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等その他子どもが学び、及び成長することを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいいます。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び団体をいいます。
- (6) いじめ等 いじめ、虐待、体罰、差別、偏見等子どもの心身に重大な影響を及ぼすものをいいます。
- (7) 協働 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの果たすべき責務及び役割を認識し、互いに協力して取り組むことをいいます。

【解説】

本条は、本条例に使用している用語のうち、その意味するところを明確に定めておく必要があるものについて規定しています。

第1号では、「子ども」の定義について規定しています。「子ども」は、子どもの権利条約や児童福祉法において18歳未満の者とされており、また、令和4年4月から施行された民法の改正により、成年年齢を18歳に引き下げていることなどから、基本的には「18歳未満」となります。しかし、子ども・子育て支援法では、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」とされているなど法律においても定義が異なることや、18歳は高校3年生の年齢であり、実質的に親の保護を受けていることも多く、登米市子ども医療費の助成事業の対象年齢を考慮し、「18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者」

と定義しています。

第2号では、「保護者」の定義について規定しています。「保護者」は、子どもに対し親権を行う父母や実際に監護^{*}している里親だけでなく、死亡等により親権者がいない場合の未成年後見人のほか、児童養護施設の長等が含まれます。

※「監護」…監督し、保護することをいいます。ここでは、子どもと生活を共にし、身の回りの世話、しつけや教育することを意味します。

第3号では、「市民等」の定義について規定しています。

第4号では、「学校等関係者」の定義について、以下の施設を指します。

- ①児童福祉法（昭和22年法律第164条）第7条第1項に規定する「児童福祉施設」として、『母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センター等』
- ②学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する「学校」として、『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等』
- ③「その他子どもが学び、育つことを目的とする施設」として、心のケア・学習支援等事業（子どもの心のケアハウス）、適応指導教室（けやき教室）、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等の事業を行う施設

第5号では、「事業者」の定義について規定しています。「事業者」は、市内で事業活動を行う個人、法人又は事業所を有する会社を指します。

第6号では、「いじめ等」の定義について規定しています。

第7号では、「協働」の定義について規定しています。

（第3条関係）

（基本理念）

第3条 子どもが教育の機会を確保され、成長段階に応じた学びや遊びなどを通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備していきます。

2 子ども一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、子どもがいじめ等に悩み、又は苦しむことなく安心して生きていくことができるよう、子どもの人権を尊重していきます。

3 子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身につけることにより、他者の人権を尊重し、次代の社会を担うことができるよう支援していきます。

4 子どもや子育て家庭への支援は、協働して継続的に行っていきます。

【解説】

本条は、本条例第1条に規定する目的を実現するための基本となる考え方、目指すべき方向性を基本理念として規定しています。

子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、子どもの権利として大きく4つの権利を規定しております。「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、そして「参加する権利」です。本条の第1項と第2項において、4つの権利について規定しています。

第1項では、「育つ権利」として「子どもが教育の機会を確保され、成長段階に応じた学びや遊びなどを通じて人間関係を構築し」と規定し、「参加する権利」として「自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備すること」と規定しています。また、(通称)教育機会確保法の趣旨である「不登校児童生徒や普通教育を十分に受けていない子どもなどに対する教育機会の確保」に向け取り組んでいくことについて規定しています。

第2項では、「守られる権利」として、「子どもがいじめ等に悩み、又は苦しむことなく」と規定し、「生きる権利」として「安心して生きていくことができるよう、子どもの人権が尊重されること」と規定しています。また、子どもたちは未来への希望であり登米市のかげがえのない宝物です。このことから、「一人ひとりがかけがえのない存在であること」を強調しております。

第3項では、子どもの成長過程において、社会のルールや基本的な生活習慣を身につけるなどの社会性を高めることにより、他者を思いやるなど将来の社会を担うことができるような人材育成を行うことを規定しています。

第4項では、子どもが心身ともに健やかに成長するために、関係者が協働し、それぞれの役割を担いながら、子どもへの支援を継続的に行うことについて規定しています。

第2章 子どもの権利を守る責務及び役割 (第4条関係)

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもへの支援に関する総合的かつ計画的な施策を、国、県、他の地方公共団体その他の関係機関と連携し、実施していきます。

2 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援を行っていきます。

【解説】

本条は、本条例における市の責務について規定しています。

第1項では、市は子どもへの支援に関する施策を部局横断的に取り組むとともに、国、県、他の地方公共団体その他の関係機関との連携を図りながら、総合的かつ計画的な施策を実施することを規定しています。

第2項では、市単独で実施できることは限られていることから、関係者との協働という視点も必要となります。このことから、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うことを規定しています。

(第5条関係)

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、子どもにとって家庭が自分らしく過ごせる居場所となるよう、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育に努めなければなりません。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に基本的な役割を果たすことを認識し、子どもが豊かな人間性及び社会性を身につけて成長していくために必要な協力を周囲から得て、より良い家庭環境をつくるよう努めなければなりません。

【解説】

本条は、本条例における保護者の役割について規定しています。

家庭は、教育及び保育の原点であり、家庭や保護者の在り方は、子どもの心身の成長や人格形成等に大きな影響を与える場所となります。

子どもは、家庭において保護者の深い愛情に包まれる中で、自分が守られ、大切にされているという安心感や自己肯定感を育んでいくことができます。

第1項では、保護者は子どもの最善の利益※を第一に考えるとともに、子どもにとって家庭が自分らしく過ごせる心地良い居場所となるよう、愛情をもって養育に努めることを規定しています。

※「子どもの最善の利益」…子どもの権利条約第3条に規定されている用語です。

子どもに関係のあることを決める際に、大人が自分達の都合や社会常識等により、「こうした方が子どものためである」と勝手に決めるのではなく、子どもの意見も尊重しながら、子どもの立場に立って、子どもにとって最も良いことは何かを考えることを言います。

子ども一人ひとりの「最善の利益」は異なるものの、その子自身の持っている力を限りなく引き出し、社会的に自立した大人へと成長・発達し、自信を持って生きていけるように、子どもの周囲の大人達が理解し、話し合うことが大切です。

第2項では、保護者は一人で悩まず、周囲からの協力をもらいながら、より良い家庭環境をつくるよう努めることを規定しています。

(第6条関係)

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、子どもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子どもへの支援に関する施策に協働して取り組むよう努めます。

【解説】

本条は、本条例における市民等の役割について規定しています。

市民は、地域社会が子どもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを改めて認識したうえで、地域社会の中で、子どもや子育て家庭の親子が安心して過ごせるように子ども

の見守り等、子どもへの支援に関する施策に協働して取り組むよう努めることを規定しています。

(第7条関係)

(学校等関係者の役割)

第7条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学ぶことができるよう子どもへの必要な支援に努めます。

2 学校等関係者は、いじめ等から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう努めなければなりません。

【解説】

本条は、本条例における学校等関係者の役割について規定しています。

学校等は、子どもたちが家庭以外で最も多くの時間を過ごす場所であり、子どもの成長や学びにとって、重要な役割を担っています。

第1項では、学校等関係者は、地域との信頼関係を築き、関係機関等と連携を図りながら、子どもが主体的に学び、成長することができるよう、必要な支援に努めることを規定しています。

第2項では、学校等関係者は、市、警察、医療機関等との連携を深め、いじめ等から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう努めることを規定しています。

(第8条関係)

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力及び責任を意識して、子どもの健やかな成長を支援する活動を行い、子どもへの支援に関する施策に協働して取り組むよう努めます。

2 事業者は、雇用する労働者が子どもに接する時間を十分に確保し、仕事と子育てを両立することが可能となるよう、雇用環境の整備及び当該労働者が仕事と生活の調和について考える機会の確保に努めます。

【解説】

本条は、本条例における事業者の役割について規定しています。

第1項では、事業者は、地域の一員として、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支援する活動を可能な範囲で行うとともに、市や地域コミュニティ等で実施する子育て支援施策に協働して取り組むよう努めることを規定しています。

第2項では、子育て中の保護者を雇用する立場である事業者が、「仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）」の観点から、仕事と子育てを両立することが可能な働きやすい雇用環境の整備に努めるとともに、家庭での子育てに関する理解を深める機会の確保に努めることを規定しています。

第3章 子どもの支援に関する市の基本的な施策

(第9条関係)

(子どもの成長への支援)

第9条 市は、子どもが健やかに成長するために、安全で安心な環境づくりに努めるとともに、子どもが社会の一員として自立していくことに繋がる施策を検討し、関係機関等と連携を図り、事業の実施及び改善に努めます。

【解説】

本条は、子どもが健やかに成長するための支援について規定しています。

子どもが教育の機会が確保され、安全に安心して過ごすことのできる環境があることは、子どもの健やかな成長にとって大切なこととなります。

環境づくりは、自分の存在価値を実感できるとともに自立していくことに繋がる基盤となることから、事業の実施とこれまでの事業の改善に努めていくことを規定しています。

具体的には、児童館はじめ公共施設等で行われる様々な世代と触れ合える交流会や学習会、多様な体験ができるスポーツ教室のほか、防犯・安全対策を環境づくりとして想定しております。

(第10条関係)

(相談支援体制の整備等)

第10条 市は、子どもとその家族への支援の充実を図るため、子どもに関する問題について安心して相談することができる総合的な相談の体制を構築していきます。

2 市は、子どもが抱える様々な悩みに対して、子ども自身が相談できる機会を確保するための事業の実施及び改善に努めます。

【解説】

本条は、子どもやその保護者等からの相談に対応するための相談体制の整備等について規定しています。

核家族化や人間関係、社会意識の希薄化等が進行し、子育てに関する悩みを相談する相手がないなど、子育て家庭においては孤立しやすい状況にあります。

また、いじめ等は、子ども同士や保護者、学校等関係者等、子どもの成長に欠かせない身近な人間関係の中で生じており、誰にも相談できずに苦しんでいる子どももいます。

このことから、第1項では、妊産婦相談はじめ家庭児童相談室、各総合支所の保健師等が相談に応じる体制を整備していますが、さらに幅広く総合的な相談の構築を目指していくことを規定しています。

第2項では、各校のスクールカウンセラーをはじめ、けやき教室、子どもの心のケアハウス等、子ども自身が相談できる体制を整備していますが、さらに相談機会を確保するための事業の実施とこれまでの事業の改善に努めていくことを規定しています。

(第11条関係)

(支援が必要な子どもへの支援)

第11条 市は、障がい、いじめ等、不登校、経済的困難、家庭環境等により支援を必要とする全ての子どもに対して、その状況に応じ、関係機関等と連携し、必要な支援を行っていきます。

2 市は、関係機関等と連携し、いじめ等の防止及び早期発見に取り組んでいきます。

【解説】

本条は、支援が必要な子どもに対する市からの支援を規定しています。

支援を必要としている子どもとは、障がいのある子ども、いじめ等を受けている子ども、加害者となっている子ども、経済的に困難な家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、外国籍の子ども、病気や不登校により長期間通学できない子ども、成長に見合わない重い責任や負担を負うヤングケアラー等、悩みや問題を抱えている子どもを指します。

第1項では、このような子どもに対して、市は関係機関等と連携し、子どもの状況や置かれた環境に応じた支援を行うことを規定しています。

子どもが抱える困難さは、複数の要因がある場合や、子どもの成長により変化しながら継続する場合があるため、市は、一人ひとりの状況を踏まえた切れ目のない支援を行います。

第2項では、いじめ等は最も深刻な子どもの人権侵害で、心身の成長と人格の形成に大きな影響を与えてしまうため、市は、学校等関係者、警察、医療機関等との連携を深め、いじめ等の人権侵害の防止や早期発見に取り組むことを規定しています。

(第12条関係)

(家庭環境に応じた子育て家庭への支援)

第12条 市は、様々な子育て家庭に対して、その環境に応じ、協働して子どもが安心して生活することができるための必要な支援を行っていきます。

【解説】

本条は、家庭環境に応じた子育て家庭に対する市からの支援を規定しています。

市は、保護者が短時間の勤務や出産・病気等の場合に、必要に応じて、一時的に子どもを預けることなどができるサービスの充実を図るとともに、子育てに関する情報提供や相談・助言のほか、子育て中の親同士の交流機会の確保等、その環境に応じて、子育て家庭に対し安心して子育てができるよう必要な支援を行うことを規定しています。

(第13条関係)

(切れ目のない支援)

第13条 市は、市民が安心して子どもを産み、育て、子どもが健やかに成長することができるよう、妊娠、出産並びにその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な施策を検討し、事業の実施及び改善に努めます。

【解説】

本条は、継続して支援が必要な方に対する市からの支援を規定しています。

子育ては、妊娠、出産、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期等、それぞれの時期や進学等のライフステージの変化に応じて問題や悩みが変わってきます。

このため、市は、それぞれの問題や悩みに適切に対応するため、相談体制や情報提供、保健指導等、必要な施策を検討し、切れ目のない事業実施とこれまでの事業の改善に努めることを規定しています。

第4章 情報提供及び検証体制

(第14条関係)

(子どもへの分かりやすい情報提供)

第14条 市、市民等、学校等関係者及び事業者は、自らが行う子どもへの支援に関する施策や取組等について、子ども自身が理解を深め、必要な支援を受けることができるよう、必要な情報を分かりやすく伝えるよう努めます。

【解説】

本条は、必要な情報を分かりやすく伝えることについて規定しています。

子どもへの支援について、受ける側となる子ども自身や保護者が支援や取組内容を理解し、必要な支援を受けることができるよう、関係者は、対象となる子どもの年齢に応じたリーフレットを作成するなど、必要な情報を分かりやすく伝えるよう努めることを規定しています。

(第15条関係)

(意見表明や社会参加の促進)

第15条 市は、子どもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど社会に参加する機会を設けるよう努めます。

2 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの意見表明等の社会参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な社会活動を支援するよう努めます。

【解説】

本条は、子どもの意見表明や社会参加の促進について規定しています。

子どもは、社会の一員として社会活動に参加することは、地域への愛着を育み、次代を担う大人へと成長していくうえで貴重な経験になります。

第1項では、市は、子どもの社会参加に向けて、子どもが意見表明できる機会を設けるよう努めることを規定しています。

第2項では、関係者は、子どもの考えや意見を尊重しながら、子どもの立場に立って、子どもにとって最も良いことは何かを考えアドバイスするなど、子どもの主体的な社会活動を支援するよう努めることを規定しています。

(第16条関係)

(広報及び啓発)

第16条 市は、子どもへの支援に関する関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行っていきます。

【解説】

本条は、市が行う広報及び啓発について規定しています。

本条例の推進に当たっては、社会全体で子どもを育むことの重要性やそれぞれの役割についての共通認識を持ち、関心及び理解を深める中で、協働して取り組むことが重要です。

このため、市は広報紙や公式ホームページのほか、条例の目的や内容を分かりやすく記載したリーフレットを作成・配布するなど、様々な媒体を活用した広報及び啓発活動を行うことを規定しています。

(第17条関係)

(調査検証等)

第17条 市は、子どもへの支援に関する施策の推進に関し、調査、検証及び見直しを行うため、登米市子ども・子育て会議条例（平成25年登米市条例第44号）に規定する登米市子ども・子育て会議の意見を聴くものとします。

【解説】

本条は、条例の目的を達成するために実施する施策の調査及び検証する体制について規定しています。

市長を本部長とし、職員で構成している登米市子ども・子育て支援本部のほか、保護者や学校等関係者、事業者等が構成員となっている登米市子ども・子育て会議においても、施策の調査及び検証を行い、課題等の解決及び施策の見直しに向け、検討を行っていきます。

第5章 雑則

(第18条関係)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

本条は、条例の施行に関し必要な事項については、別に定めることを規定しています。

附 則

(附則関係)

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行します。

【解説】

本条例の附則として、条例の施行日を令和4年10月1日と規定しています。